

令和7年3月26日

お客様 各位

株式会社 香川県建築住宅センター

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社におきましては、低価格で適正・迅速なサービスに努めてまいりましたが、令和7年4月1日の建築基準法及び建築物省エネ法の改正に伴い、審査・検査内容が増大すること等から、下記のとおり手数料の改定を行わせていただきます。

お客様にはご負担をおかけすることとなりますが、今後も、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご利用賜りますようお願い申し上げます。

なお、2月4日付でお知らせしました暫定の手数料から補足説明の多少の追記などを行っており、また、BELS、フラット等の手数料を追加しておりますので、最新版にてご確認の程、よろしくお願い申し上げます。

また、4月1日から確認検査の業務対象とする床面積の上限を、木造かつ2階建て以下に限り、従来の500㎡から1000㎡に拡充しますので、ご利用賜りますようお願い申し上げます。（非木造及び用途にかかる制限は従来どおりです。）

記

1. 改定日

令和7年4月1日以降の申請引受分より適用

※ 確認申請は、3月31日までの引受分について、改訂前手数料を適用しますが、改正法に基づく申請については、4月1日以降の引受けとします。

※ 中間・完了検査は、4月1日までの実施分（3月31日までの引受分）について、改訂前手数料を適用します。

2. 改定内容

①建築確認・検査手数料（非課税）

法改正に伴い手数料体系や算定方法を含め、全面的に改定

②住宅性能評価手数料（消費税込み）

手数料額を改定

③省エネ適判手数料（消費税込み）

業務開始に伴い新設

④BELS評価手数料（消費税込み）

手数料額を改定

⑤適合証明（フラット等）手数料（消費税込み）

新築戸建住宅は据え置き、中古住宅等の手数料を改定

⑥低炭素建築物審査手数料（消費税込み）

手数料額を改定

⑦化学物質濃度測定手数料（消費税込み）

手数料額を改定

①建築確認・検査手数料（非課税）

【確認申請手数料】

（単位：円）

床面積	業務区分	新2号等	新3号	型式適合
100 ㎡以下	基本額	38,000	25,000	20,000
	構造計算書審査加算	19,000	19,000	—
100 ㎡超 200 ㎡以下	基本額	48,000	32,000	25,000
	構造計算書審査加算	24,000	24,000	—
200 ㎡超 300 ㎡以下	基本額	60,000	40,000	32,000
	構造計算書審査加算	30,000	—	—
300 ㎡超 500 ㎡以下	基本額	75,000	50,000	40,000
	構造計算書審査加算	37,000	—	—
500 ㎡超	基本額	90,000	60,000	48,000
	構造計算書審査加算	45,000	—	—
面積共通：省エネ仕様審査加算（棟ごと）		8,000	—	8,000
面積共通：天空率計算審査加算		12,000		
昇降機：1台ごと		20,000		

※ 建物区分について、新2号や新3号は、令和7年4月1日施行の建築基準法第6条第1項各号の建築物のことであり、法第6条の4に規定する特例の有無で区分けしています。従って、新3号建築物であっても建築士でない者の設計に係る場合は、新2号等とみなします。

（以下、他の手数料表において同じです。）

※ 本表における床面積は、以下の場合を除き申請部分の延べ面積とします。

- ・ 既存建築物に増築する場合は、既存部分（同一棟に限る）の床面積の1/2を増築部分の床面積に加算した面積
- ・ 大規模な修繕、大規模な模様替えの場合は、修繕又は改修に係る建築物の床面積の1/2の面積

※ 構造計算書は、許容応力度計算によるものをいい、構造耐力上一体とみなす建物単位で数えます。（以下、他の手数料表において同じです。）

※ 省エネ仕様審査加算は、国土交通大臣の定めた仕様基準により、適判通知書等の添付を省略して確認申請を受けるものです。

※ 類似性のある計画が年間を通じて一定申請される等により、審査が軽減できる場合の手数料は、別途定めます。

【計画変更確認申請手数料】

(単位：円)

床面積	業務区分	弊社で直前確認を行ったもの			他機関 確認
		新 2 号等	新 3 号	型式適合	
100 ㎡以下	基本額	15,000	12,000	12,000	弊社の当初の確認申請手数料表による手数料額
	構造計算書審査加算	10,000	10,000	—	
100 ㎡超 200 ㎡以下	基本額	22,000	16,000	12,000	
	構造計算書審査加算	14,000	12,000	—	
200 ㎡超 300 ㎡以下	基本額	30,000	20,000	16,000	
	構造計算書審査加算	20,000	12,000	—	
300 ㎡超 500 ㎡以下	基本額	38,000	25,000	20,000	
	構造計算書審査加算	27,000	12,000	—	
500 ㎡超	基本額	45,000	30,000	24,000	
	構造計算書審査加算	35,000	—	—	
面積共通：大幅な設計変更の場合		確認申請手数料表の 80%相当額			
面積共通：省エネ仕様審査加算（棟ごと）		8,000			
面積共通：天空率計算審査加算		12,000			
昇降機： 1 台ごと		14,000			

※ 本表の基本額算定における床面積は、変更により増加した部分の床面積に、それ以外の申請部分の床面積の1/2を加算したものとします。

※ 構造計算書は、許容応力度計算によるものをいい、構造耐力上一体とみなす建物単位で数えます。

※ 直前の確認を構造計算書無しで行っている場合の構造計算書審査加算は、本表によらず、確認申請手数料表の該当箇所を適用します。

※ 令和6年度以前に着工したものは、新2号等に該当するものでも、新3号とみなして上記の表を適用します。

※ 大幅な設計変更とは、確認申請の出し直しには至らない階数の変更、構造種別の変更、主要用途の変更または工事種別の変更若しくは当初申請の3割以上の床面積又は建築面積の増加（棟単位：申請建物、既存建物とも）、3割以上の敷地面積の減少、特例適用区分の変更、その他これらと同等程度に新たな審査を要するものです。

※ 令和6年度以前に確認を受け、令和7年度以降に着工したものであって、新2号等に該当する場合は、新2号等に該当する建築物の床面積の合計に応じて、追加書類審査に係る以下の審査手数料を加算します。（別手続きで審査済みの場合を除く）

○基本額加算

100㎡以下は	13,000円
100㎡超 200㎡以下は	16,000円
200㎡超 300㎡以下は	20,000円
300㎡超 500㎡以下は	25,000円

○構造計算書審査加算（上表に代えて下記を適用）

19,000円
24,000円
30,000円
37,000円

【中間検査手数料】

(単位：円)

申請床面積	業務区分	新2号等	新3号	型式適合
100 m ² 超	基本額	34,000	32,000	25,000
200 m ² 以下	構造計算書審査加算	26,000	26,000	—
200 m ² 超	基本額	42,000	40,000	30,000
300 m ² 以下	構造計算書審査加算	35,000	35,000	—
300 m ² 超	基本額	50,000	48,000	35,000
500 m ² 以下	構造計算書審査加算	45,000	45,000	—
500 m ² 超	基本額	58,000	—	40,000
	構造計算書審査加算	55,000	—	—

※ 本表における申請床面積は、検査に係る床面積とします。

※ 島しょ部の検査は、6,600 円を加算します。ただし定期航路の利便上、検査に支障が生じる場合の加算額については、別途協議の上で定めます。

※ 確認を他機関で受けたものに係る手数料については、上表に、別表【他機関で確認申請を行い、弊社で検査を受ける場合に加算する額】に示された額を加えます。

※ 令和6年度以前に着工したものは、新2号等に該当するものでも、新3号とみなして上記の表を適用します。

※ 令和6年度以前に確認を受け、令和7年度以降に着工したものであって、新2号等に該当する場合は、追加書類審査に係る以下の審査手数料を加算します。(別手続きで審査済みの場合を除く)

○基本額加算

100 m²超 200 m²以下は 16,000 円

200 m²超 300 m²以下は 20,000 円

300 m²超 500 m²以下は 25,000 円

○省エネ仕様の審査加算（棟ごと）

面積に関わらず一律 8,000 円

【完了検査手数料】

(単位：円)

申請床面積	業務区分	新2号等		新3号		型式適合
		中間有り	中間無し	中間有り	中間無し	
100 m ² 以下	基本額	—	30,000	—	28,000	28,000
100 m ² 超 200 m ² 以下	基本額	40,000	42,000	34,000	36,000	36,000
200 m ² 超 300 m ² 以下	基本額	50,000	52,000	42,000	44,000	44,000
300 m ² 超 500 m ² 以下	基本額	58,000	60,000	50,000	52,000	52,000
500 m ² 超	基本額	68,000	70,000	58,000	60,000	60,000
昇降機	1台ごと	25,000				

※ 本表における申請床面積は、検査に係る床面積とします。

※ 島しょ部の検査は、6,600円を加算します。ただし定期航路の利便上、検査に支障が生じる場合の加算額については、別途協議の上で定めます。

※ 確認を他機関で受けたもの（中間検査を弊社で受けたものを除く）に係る手数料については、上表に、別表【他機関で確認申請を行い、弊社で検査を受ける場合に加算する額】を加えます。

※ 令和6年度以前に着工したものは、新2号等に該当するものでも、新3号とみなして上記の表を適用します。

※ 令和6年度以前に確認を受け、令和7年度以降に着工したものであって、新2号等に該当する場合は、新2号等に該当する建築物の床面積の合計に応じて、追加書類審査に係る以下の審査手数料を加算します（別手続きで審査済みの場合を除く）

○基本額加算

○構造計算書審査加算

100 m ² 以下は	13,000円	21,000円
100 m ² 超 200 m ² 以下は	16,000円	26,000円
200 m ² 超 300 m ² 以下は	20,000円	35,000円
300 m ² 超 500 m ² 以下は	25,000円	45,000円

○省エネ仕様の審査加算（棟ごと）

面積に関わらず一律 8,000円

【他機関で確認申請を行い、弊社で検査を受ける場合に加算する額】

(単位：円)

床面積	業務区分	新 2 号等	新 3 号	型式適合
100 ㎡以下	基本額	22, 000	15, 000	12, 000
100 ㎡超 200 ㎡以下	基本額	28, 000	19, 000	15, 000
200 ㎡超 300 ㎡以下	基本額	36, 000	24, 000	19, 000
300 ㎡超 500 ㎡以下	基本額	45, 000	30, 000	24, 000
500 ㎡超	基本額	54, 000	36, 000	29, 000
壁量計算等による軽微変更の審査加算額		下記注 1 による		
適判対象部分がない又は仕様規定の適用により 適判等が省略された場合の省エネ審査加算額		省エネに係る変更がない	0	
		適判不要な範囲で変更有	8, 000	
添付された適判通知書等（軽微な変更該当証明 書を含む、次号も同じ）からは変更のない場合 の省エネ審査加算額じ）		住宅用プログラム	22, 000	
		モデル建物入力法小規模版	15, 000	
		モデル建物入力法通常版	30, 000	
		標準入力法	60, 000	
面積共通：適判通知書等がない、又は適判通知 書等から変更がある場合の省エネ審査加算額		住宅用プログラム	45, 000	
		モデル建物入力法小規模版	30, 000	
		モデル建物入力法通常版	60, 000	
		標準入力法	120, 000	

注 1 構造計画において、壁量計算等により構造安全性を確認することで「軽微な変更」を行っている場合は、当該建築物の床面積及び特例の区分ごとに確認申請手数料表の「構造計算ありの加算額」の欄に示した金額を加算します。

※ 本表における床面積については、以下の場合を除き、確認申請の申請部分の延べ面積とします。

- ・ 既存建築物に増築する場合は、既存部分（同一棟に限る）の床面積の 1 / 2 を増築部分の床面積に加算した面積
- ・ 大規模な修繕、大規模な模様替えの場合は、修繕又は改修に係る建築物の床面積の 1 / 2 の面積

※ 令和 6 年度以前に着工したものは、新 2 号等に該当するものでも、新 3 号とみなして上記の表を適用します。

②住宅性能評価等手数料（消費税込み）

【設計住宅性能評価】（戸建て住宅（併用住宅を含む））

（単位：円）

床面積	業務区分	型式性能認定でない		型式性能認定	
		弊社確認	それ以外	弊社確認	それ以外
200 ㎡以下	基本額	41,800	60,500	31,900	50,600
200 ㎡超	基本額	52,800	77,000	41,800	66,000
選択項目加算 1-2～10-1		1,100	1,100	550	550
長期使用構造確認を併願		6,600	6,600	6,600	6,600

※ 変更の審査手数料は、弊社で直前の設計住宅性能評価を行っている場合は、上記手数料の50%に相当する額とします。

【長期使用構造等確認】（戸建て住宅（併用住宅を含む））

（単位：円）

床面積	業務区分	型式性能認定でない		型式性能認定	
		弊社確認	それ以外	弊社確認	それ以外
200 ㎡以下	基本額	48,400	67,100	38,500	57,200
200 ㎡超	基本額	59,400	83,600	48,400	72,600

※ 変更の審査手数料は、弊社で直前の長期使用構造等確認を行っている場合は、上記手数料の50%に相当する額とします。

【建設住宅性能評価】（戸建て住宅（併用住宅を含む））

（単位：円）

床面積	業務区分	型式性能認定でない			
		弊社設計評価	それ以外		
200 ㎡以下	基本額	110,000	165,000		
200 ㎡超	基本額	143,000	214,500		
床面積	業務区分	型式性能認定		型式性能認定かつ認証	
		弊社設計評価	それ以外	弊社設計評価	それ以外
200 ㎡以下	基本額	74,800	112,200	70,400	105,600
200 ㎡超	基本額	107,800	161,700	103,400	155,100

※ 島しょ部の検査は、6,600 円を加算します、ただし定期航路の利便上、検査に支障が生じる場合の加算額については、別途協議の上で定めます。

【設計住宅性能評価】（共同住宅、長屋）

（単位：円）

床面積	業務区分	手数料
1,000 m ² 以下	基本額	308,000+19,800×戸数
1,000 m ² 超 50,000 m ² 以下	基本額	517,000+19,800×戸数
50,000 m ² 超	基本額	957,000+19,800×戸数
選択項目加算 1-2～10-1		550×項目×戸数
長期使用構造確認を併願		55,000+6,600×戸数

※ 変更の審査手数料は、弊社で直前の設計住宅性能評価を行っている場合は、上記手数料の50%に相当する額とします。

【長期使用構造等確認】（共同住宅、長屋）

（単位：円）

床面積	業務区分	手数料
1,000 m ² 以下	基本額	363,000+26,400×戸数
1,000 m ² 超 50,000 m ² 以下	基本額	572,000+26,400×戸数
50,000 m ² 超	基本額	1,012,000+26,400×戸数

※ 変更の審査手数料は、弊社で直前の長期使用構造等確認を行っている場合は、上記手数料の50%に相当する額とします。

【建設住宅性能評価】（共同住宅、長屋）

（単位：円）

床面積	業務区分	弊社で設計性能評価	それ以外
全面積共通	基本額	429,000+25,300×戸数	左記の1.5倍
選択項目加算	1-2～10-1	550×項目×戸数	左記の1.5倍

※ 島しょ部の検査は、6,600 円を加算します、ただし定期航路の利便上、検査に支障が生じる場合の加算額については、別途協議の上で定めます。

建設性能評価における再検査、特定測定物質の濃度測定、限界耐力計算法等の審査、評価書の再交付等の手数料については、業務規程を参照してください。

③省エネ適判手数料（消費税込み）

【省エネ適判】（戸建て住宅）

（単位：円）

申請床面積	業務区分	弊社で確認	他社で確認	性能評価 長期併願
200 ㎡以下	基本額	33,000	66,000	1,100
200 ㎡超	基本額	33,000	66,000	1,100
変更手数料		16,500	33,000	1,100
軽微変更証明		3,300	6,600	3,300

※ 当初申請が併願でも、変更時に省エネ適判のみが申請される場合は、弊社で確認のとき 16,500 円、他社で確認のとき 33,000 円となります。

【省エネ適判】（共同建ての住宅）

（単位：円）

申請床面積	業務区分	弊社で確認	他社で確認	性能評価 長期併願
1000 ㎡以下	基本額	22,000＋ 11,000×戸数	44,000＋ 22,000×戸数	5,500＋ 1,100×戸数

※ 併用住宅の場合は、本表と別表により算出された額の合算とします。

※ 変更の審査手数料は、上記手数料の 50%に相当する額とし、軽微な変更であって、変更該当証明書の交付が必要なときの審査手数料は、上記の 10%とします。

※ 戸数の算定にあたり、間取り、階、外気に接する面が同一の住戸は 1 とみなします。

【省エネ適判】（住宅と非住宅の併用建物）

住宅と非住宅が併用されている建物の場合は、戸建て住宅または共同建ての住宅の手数料として算出された額と、非住宅に係る手数料として算出された額の合計とします。

その際、住宅部分を仕様規定への適合とした場合でも、上表の該当部分を適用します。

【省エネ適判】（非住宅であって省エネ計算対象外室のみの用途）

申請に係る建築物全体が、省エネ計算対象外室のみの用途の場合の審査手数料は、面積に関わらず一律 11,000 円とします。

省エネ計算対象となる用途との併用建築物の場合は、本部分の審査手数料を 11,000 円として加算します。

【省エネ適判】（住宅以外）

（単位：円）

モデル建物法（小規模版）による場合				
	用途ごとの床面積	A 種	B 種	C 種
	300 ㎡以下	22,000 × N	22,000 × N	22,000 × N
モデル建物法（通常版）による場合				
	用途ごとの床面積	A 種	B 種	C 種
	200 ㎡以下	88,000 × N	66,000 × N	44,000 × N
	200 ㎡超 500 ㎡以下	（業務外）	99,000 × N	66,000 × N
	500 ㎡超 1000 ㎡以下	（業務外）	132,000 × N	88,000 × N
標準入力法による場合				
	用途ごとの床面積	A 種	B 種	C 種
	200 ㎡以下	176,000 × N	132,000 × N	88,000 × N
	200 ㎡超 500 ㎡以下	（業務外）	198,000 × N	132,000 × N
	500 ㎡超 1000 ㎡以下	（業務外）	264,000 × N	176,000 × N

※ 用途は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令による以下の区分とします。

A 種：ホテル等、病院等、集会所等、

B 種：事務所等、百貨店等、学校等、飲食店等

C 種：工場等

※ N は、申請に係るモデルの数による係数であり、モデル数 1 の時 1.0、2 の時 1.2、3 の時 1.4、4 以上の時 1.6 とします。

※ 同一モデルをまとめて計算する場合は、モデルの数は 1 とみなします。

※ 種類の異なる複数用途がある場合は、全てをより左の欄の用途として適用します。

※ 他社で確認申請手続きを行う場合は、上記料金の 2 倍とします。

※ 変更の審査手数料は、上記手数料の 50% に相当する額とし、軽微な変更であって、変更該当証明書の交付が必要なときの審査手数料は、3,300 円とします。

④BELS評価手数料（消費税込み）

【BELS評価】（戸建て住宅）

（単位：円）

申請条件		評価料金
単独申請		39,600
併願申請	住宅性能評価 5-1（断熱等性能等級）	19,800
	住宅性能等級 5-2（一次エネルギー消費量等級）	9,900
	長期使用構造等確認	
	低炭素認定技術的審査	
	建築物エネルギー消費性能適合性判定	

※ 併願とみなすのは、BELSと住宅性能評価等との計画内容が同一の場合に限ります。

※ 変更申請料金は、上表の評価料金の1／2の額とします。

変更の内容によっては、新規料金となる場合があります。

他機関評価の場合は、新規料金となります。

※ 再発行料金は、1通につき6,600円とします。

※ 取下げの場合、審査済みについては、評価料金を返金しません。

※ プレート等を発行する料金は、別途とします。

【BELS評価】（共同建て住宅）

※ 別途協議の上で定めます。

⑤適合証明（フラット等）手数料（消費税込み）

【適合証明】（新築一戸建て等）

（単位：円）

融資種別		設計	中間* ⁵	竣工* ⁵	合計
フラット 35、財形住宅融資		33,000	13,200	16,500	62,700
フラット 35S		34,100* ³	16,500* ⁴	25,300	75,900
設計評価		—	13,200* ⁴	16,500* ¹	29,700
建設評価		—	—	19,800* ²	19,800
住宅瑕疵担保保険、 建築基準法中間検査 による中間現場検査 省略の活用	フラット 35 財形住宅融資	33,000	—	19,800	52,800
	フラット 35S	34,100* ³	—	27,500	61,600
竣工済み特例	フラット 35 財形住宅融資	—	—	—	64,900
	フラット 35S	—	—	—	78,100* ³

（*¹）中間検査を省略する場合は、3,300 円を加算します。

（*²）建設評価取得済みで現地の検査を省略する場合は、3,300 円を減額します。

（*³）耐震性を選択した場合は、22,000 円を加算します。

（*⁴）耐震性の場合は、5,500 円を加算します。

（*⁵）島しょ部で建築基準法の検査を伴わない場合は、6,600 円を加算します。

【適合証明】（新築共同建て、賃貸住宅*¹）

（単位：円）

融資種別	設計	竣工
フラット 35、賃貸住宅 財形住宅融資	$11,000 + N \times 3,850^{*2}$	$11,000 + N \times 3,300$
フラット 35S	$11,000 + N \times 5,500^{*3}$	$11,000 + N \times 6,600$
設計・建設評価	—	$N \times 4,400$

（*¹）N：戸数

（*²）賃貸住宅の場合は、22,000 円を加算します。

（*³）省エネルギー性及び耐震性を選択した場合は、別途見積となります。

【適合証明】（中古住宅・一戸建て等（1戸あたり））

（単位：円）

融資種別	評価書なし	評価書あり
フラット 35、財形住宅融資	44,000	22,000
フラット 35S	59,400	22,000

※ 評価書の「あり、なし」は、建設評価書及び既存住宅の建設評価書等の有無です。

※ 再検査の場合は、1回につき 8,800 円とします。

※ 島しょ部については、19,800 円を加算します。

※ 中古プラスを利用する場合は、11,000 円を加算します。

【適合証明】（中古住宅・共同建て（１戸あたり））

（単位：円）

融資種別	評価書なし	評価書あり
フラット 35、財形住宅融資	39,600	24,200
フラット 35S	59,400	30,800

※ 評価書の「あり、なし」は、建設評価書及び既存住宅の建設評価書等の有無です。

※ 同一棟内の他住戸の中古住宅適合証明書（検査結果）が活用できる場合は、一律 11,000 円とします。

※ 再検査の場合は、１回につき 8,800 円とします。

※ 島しょ部については、19,800 円を加算します。

※ 中古プラスを利用する場合は、11,000 円を加算します。

【適合証明】（リフォーム住宅（１戸あたり））

（単位：円）

融資種別	手数料
財形住宅融資	44,000
耐震改修・バリアフリー・グリーンリフォームローン ^{*1}	63,800

※ 再検査の場合は、１回につき 8,800 円とします。

※ 島しょ部については、19,800 円を加算します。

（*1）申請内容により、別途見積が必要となる場合があります。

【適合証明】（リノベ（１戸あたり））

（単位：円）

	事前確認	適合証明検査	合計
一戸建て等	44,000	44,000	88,000
共同建て	44,000	44,000	88,000

※ 既存住宅売買瑕疵保険の付保、建設住宅性能評価書の有無等により、事前確認を全て省略できる場合は、適合証明時に 22,000 円を加算します。

※ 再検査の場合は、１回につき 8,800 円とします。

※ 島しょ部については、19,800 円を加算します。

※ 金利 B プラン（優良な住宅）、金利 A プラン（特に優良な住宅）については、別途見積となります。

※ 中古プラスを利用する場合は、11,000 円を加算します。

⑥低炭素建築物審査手数料（消費税込み）

【低炭素建築物審査】（住宅）

（単位：円）

	弊社で確認	他社で確認
一戸建て	39,600	79,200
共同建て	$26,400 + 13,200 \times \text{戸数}$	$52,800 + 26,400 \times \text{戸数}$

※ 戸数の算定にあたり、間取り、階、外気に接する面が同一の住戸は1とみなします。

※ 変更審査料金は、当初審査料金の50%に相当する額とします。

【低炭素建築物審査】（非住宅）

（単位：円）

モデル建物法（小規模版）による場合				
	用途ごとの床面積	A種	B種	C種
	300㎡以下	$26,400 \times N$	$26,400 \times N$	$26,400 \times N$
モデル建物法（通常版）による場合				
	用途ごとの床面積	A種	B種	C種
	200㎡以下	$105,600 \times N$	$79,200 \times N$	$52,800 \times N$
	200超500㎡以下	（業務外）	$118,800 \times N$	$79,200 \times N$
	500超1000㎡以下	（業務外）	$158,400 \times N$	$105,600 \times N$
標準入力法による場合				
	用途ごとの床面積	A種	B種	C種
	200㎡以下	$211,200 \times N$	$158,400 \times N$	$105,600 \times N$
	200超500㎡以下	（業務外）	$237,600 \times N$	$158,400 \times N$
	500超1000㎡以下	（業務外）	$316,800 \times N$	$211,200 \times N$

※ 用途は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令による以下の区分とします。

A種：ホテル等、病院等、集会所等、

B種：事務所等、百貨店等、学校等、飲食店等

C種：工場等

※ Nは、申請に係るモデルの数による係数であり、モデル数1の時1.0、2の時1.2、3の時1.4、4以上の時1.6とします。

※ 同一モデルをまとめて計算する場合は、モデルの数は1とみなします。

※ 種類の異なる複数用途がある場合は、全てをより左の欄の用途として適用します。

※ 他社で確認申請手続きを行う場合は、上記料金の2倍とします。

※ 変更の審査手数料は、上記手数料の50%に相当する額とし、軽微な変更であって、変更該当証明書の交付が必要なときの審査手数料は、3,300円とします。

【低炭素建築物審査】（住宅と非住宅の併用建物）

住宅と非住宅が併用されている建物の場合は、戸建て住宅又は共同建ての住宅の手数料として算出された額と、非住宅に係る手数料として算出された額の合計とします。

⑦化学物質濃度測定手数料（消費税込み）

【パッシブ型採取機器による測定】

（単位：円）

測定個数	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド+VOC ^注
1	37,400／箇所	57,200／箇所
2	29,700／箇所	52,800／箇所
3～5	26,400／箇所	48,400／箇所
6～10	23,100／箇所	42,900／箇所
11～	22,000／箇所	41,800／箇所

※ 島しょ部の加算については、別途見積となります。